副本

令和３年３月 川棚町議会定例会会議録

（第３日目）

令和３年３月９日　火曜日（午前１０時開議）

出　席　議　員　（１４人）

１番	福	田		徹
２番	小	谷	龍一	郎
３番	毛	利	喜	信
４番	初	手	安	幸
５番	堀	池		浩
６番	山	口		隆
７番	小	田	成	実
８番	田	口	一	信
９番	髙以	良	壽	人
１０番	堀	田	一	徳
１１番	炭	谷		猛
１２番	水	谷	末	義
１３番	波	戸	勇	則
１４番	村	井	達	己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	久田直喜
書記	石川純一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口文夫
副町長	馬場直英
教育長	竹下修治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	大川豊文
企画財政課長	野上英了
新庁舎建設室長	琴岡美昭
税務課長	小中尾寿隆
健康推進課長	川内和哉
会計課長	末永安江
住民福祉課長	成冨浩樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福田多肥
建設課長	中原敬介
ダム対策室長	田川義信
水道課長補佐	川村崇臣
教育次長	荒木俊行
行政係長	井原和

議事日程

第１　議案第 15 号　令和３年度川棚町一般会計予算

第２　議案第 16 号　令和３年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算

第３　議案第 17 号　令和３年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算

第４　議案第 18 号　令和３年度川棚町介護保険事業特別会計予算

第５　議案第 19 号　令和３年度川棚町観光施設事業特別会計予算

第６　議案第 20 号　令和３年度川棚町下水道事業会計予算

第７　議案第 21 号　令和３年度川棚町水道事業会計予算

（１０：００）

議　　長　ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は１４名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（１０：００）

議　　長　はじめに、日程第１、議案第１５号「令和３年度川棚町一般会計予算」から、日程第７、議案第２１号「令和３年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

なお、この新年度予算につきましては、本日は説明を受けるにとどめ、本会議４日目に質疑を行うことにいたしております。また、町長からの新年度予算説明については、令和３年度施策等に関する町長説明書の配布を受けておりますので、これから議案第１５号「令和３年度川棚町一般会計予算」から順次、追加説明を求めます。

なお、説明項目のうち、歳入歳出予算事項別明細書における説明については、長くなろうかと思いますので、それぞれ着席しての説明を許可いたします。それではまず初めに、企画財政課長。

企画財政課長　皆さん、おはようございます。私の方から「令和３年度川棚町一般会計予算」についてご説明いたします。予算書の１ページをお開きください。まず、令和３年度川棚町一般会計予算の条文でございます。

第１条につきましては、歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７２億７，３００万円と定めるものであります。同条第２項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるとしている規定でございます。

第２条の規定につきましては、債務負担行為に関する事項、期間及び限度額等について、「第２表 債務負担行為」によるとしているものでございます。

第３条の規定は、地方債に関し、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、「第３表 地方債」によるとしているものでございます。

第４条の規定につきましては、一時借入金に関するもので、一時借入金の

最高額を５億円と定めているものであります。この最高額につきましては、例年と同様でございます。

最後、第５条の規定は、歳出予算の流用について定めているものであります。続きまして、予算書の２、３ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました、条文第１条第２項において規定しております「第１表 歳入歳出予算」であります。この表につきましては、まず、歳入について２ページから３ページにかけまして、１款町税から２１款町債まで、款及び項ごとの金額について掲げているものであります。読み上げは省略させていただきます。次のページをお願いいたします

こちらにつきましては歳出についての表でございます。４ページから５ページにかけて、１款議会費から１４款予備費までを目的別に、款及び項ごとに金額を掲げているものでございます。こちらも読み上げは省略させていただきます。次のページをお願いいたします。６ページでございます。

こちらは条文の第２条において規定しております「第２表 債務負担行為」であります。この事項は９つの事項について掲げております。

まず１つ目が、新イントラシステム更新事業であります。現行のイントラシステムにつきましては、令和３年度中にシステム更新し、令和８年度まで使用することにしておりますので、令和８年度までの債務負担行為として限度額を計上するものであります。

次が、庁内パソコン更新事業であります。現行の庁内パソコンにつきましても、令和３年度中に更新し、令和８年度まで使用することにしておりますので、令和８年度までの債務負担行為として限度額を計上するものであります。

次が、川棚町地域防災計画書作成業務であります。川棚町地域防災計画書の全面的な見直しを令和３年度から２年間で行うこととしており、令和４年度の債務負担行為として限度額を計上するものであります。

次が、マイナンバーカード関連機器導入事業であります。マイナンバーカード裏紙プリンターを３年度に導入するもので、令和７年度まで使用することにしておりますので、令和７年度までの債務負担行為として限度額を計上するものであります。

その次につきましては、川棚町東部地区コミュニティーセンター指定管理

委託業務、次の川棚町いきがいセンター指定管理委託業務、その次の川棚町児童保育クラブ指定管理委託業務であります。令和２年１２月の定例議会におきまして、令和３年度から５年間の指定管理者の指定について議決いただきましたので、令和７年度までの債務負担行為としてそれぞれ限度額を計上するものであります。

次が、川棚町中央公園指定管理委託業務であります。こちらも令和２年１２月の定例議会において、令和３年度から３年間の指定管理者の指定について議決いただきましたので、令和５年度までの債務負担行為として限度額を計上するものであります。

最後が、川棚町中小企業振興資金を川棚町が指定する金融機関から町内中小企業者が借り受けるにあたり、長崎県信用保証協会の債務保証について、町が損失補償をするという事項でございます。こちらにつきましては、期間及び限度額につきましては例年どおりでございます。読み上げは省略させていただきます。それでは、右の７ページの方に移ります。

こちらは第３条において規定しております「第３表　地方債」であります。表に掲げる１３の事業について、それぞれ起債を起こすものについて限度額の金額を掲げているものでございます。１３の事業で合計１２億５，７３０万円の限度額で、歳入の２１款町債と対応するものであります。こちらにつきましては、個々の事業名、金額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりということで読み上げは省略させていただきます。

以上で、第１表から第３表までの説明を終わります。９ページをお願いいたします。ここから座らさせてもらってご説明の方させていただきます。

ここからが「歳入歳出予算事項別明細書」が始まります。まず９ページでは、総括として歳入につきまして、款ごとに前年度の比較を示しているものでございます。一番下をご覧いただきますと、令和２年度よりも５億１，３００万円多い総額予算となっております。続きまして、予算書の１０、１１ページをお願いいたします。次のページです。

歳出の総括表であります。これも款ごとに前年度の比較、そして財源内訳についてお示しした表でございます。説明については省略させていただきます。１２、１３ページをお願いいたします。

まず歳入に関しましては、款ずれが生じておりますので、そのことについ

てご説明いたします。今回、６款法人事業税交付金を追加したため、地方消費税交付金以降、１款ずつずれが生じておりますのでご理解の方よろしくお願いいたします。

それでは、１款町税であります。総額で１２億３，５２３万６，０００円、前年度比１，０８６万８，０００円の減であります。

１項町民税につきましては、予算額が５億６，３１０万円で、前年度比１，７６１万円の減となっております。

１目個人につきましては、前年度比９８１万円減の５億１，３００万円を計上しておりますが、本年度の決算見込みから減額を見込んでいるものでございます。

次の２目法人につきましては、７８０万円減の５，０１０万円を計上しておりますが、算出の方法は予算書の説明欄のとおりであり、税割において税率の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により減額を見込んでいるものでございます。次の予算書１４、１５ページをお願いいたします。

２項固定資産税につきましては、予算額５億３，９３８万６，０００円で、前年度比１２５万８，０００円の減であります。

１目固定資産税につきましては、１１０万円減の５億３，８００万円でありますが、こちらも新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置により減額を見込んでいるところでございます。予算書１６、１７ページ、説明資料の２ページをお願いいたします。

一番上の方になりますが、２目固有資産等所在市町村交付金につきましては、１５万８，０００円減の１３８万６，０００円で、対象となる３団体につきましては、予算書１７ページ一番上に記載の財務省、長崎県、佐世保市であります。

次に３項軽自動車税につきましては、予算額５，１３５万円で、前年度比２２０万円の増であります。

１目軽自動車税種別割につきましては、１６０万円増の４，９８０万円を計上し、予算書１７ページの説明欄記載のとおり、令和２年１２月末の登録台数をもとに算出しているところでございます。

次に２目軽自動車税環境性能割につきましては、６０万円増の１２０万円で、これまでの交付実績により増額を見込み計上しているところでございま

す。

次に３目軽自動車税につきましては、軽自動車税の廃止により、滞納繰越分３５万円のみ計上しているところでございます。

一番下の４項町たばこ税につきましては、予算額７，３４０万円で、前年度比５８０万円の増となっております。説明資料２ページの表に掲げてありますように、税率の改正により増額を見込んでいるところでございます。予算書の１８、１９ページをお願いいたします。

５項入湯税につきましては、前年度同額の８００万円を見込んでおります。予算書の説明欄に算出根拠を記載しておりますのでご参考にしていただければと思います。

説明資料の２ページの一番下でありますが、滞納繰越分の記載をしております。町税の滞納繰越分、各項総額で１，９００万円を計上しているところでございます。予算書２０、２１ページ、説明資料の３ページをお願いいたします。

２款地方譲与税から２６ページの５款株式等譲渡所得割交付金までにつきましては、説明資料３ページに記載のとおり、これまでの交付実績等から前年度と同額又は減額を見込み予算計上をしているところでございます。２８、２９ページをお願いいたします。

６款法人事業税交付金であります。税制改正によりまして、本町の法人住民税法人税割が１２．１パーセントから８．４パーセントに改正したところで、その減収分を補填するのが法人事業税交付金であります。予算としましては４００万円を見込み計上しているところでございます。続きまして、予算書の３０、３１ページ、説明資料の４ページをお願いいたします。

７款地方消費税交付金から３８ページになりますが、３８ページの交通安全対策特別交付金までにつきましては、説明書の４ページ、５ページに記載のとおり、これまでの交付実績等から前年度と同額又は増額を見込み予算計上をしているところでございます。続きまして、４０、４１ページをお願いいたします。説明資料は５ページになります。

１２款分担金及び負担金であります。予算額２，５６６万４，０００円で、前年度比５４万９，０００円の増であります。分担金及び負担金の主なものを説明資料５ページに表としてお示ししております。表の中の保育園保

育料及び養護老人ホーム入所徴収金は、間近の入所状況をもとに算出したところでございます。また、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、新谷地区急傾斜地崩壊対策事業の分担金でございます。

その下に線で囲んで書いてあるところでございますが、１２款以降につきましては、特定財源について説明欄にお示ししております。例えば、予算書４１ページ、説明欄一番上の小串保育園保育料現年分４００万２，０００円につきましては、その下の段に書いてあります「０３－０２－０２」というのが、充当先の３款２項２目という意味でございまして、保育所等給付金に充当されていると見ていただければいいというふうに思います。続きまして予算書４４、４５ページをお願いいたします。

１３款使用料及び手数料でございます。予算額１億３，４１０万５，０００円で、前年度比４２万円の減であります。使用料及び手数料の主なものは、説明資料５ページの方に表でお示しをしております。ご参考に見ていただければと思います。続きまして、予算書の５２、５３ページをお願いいたします。説明資料は６ページになります。

１４款国庫支出金であります。予算額８億８，６８８万９，０００円で、前年度比１，６１９万円の減であります。この国庫支出金の主なものにつきましては、金額の多いものを説明資料の６ページの方に表で示しておりますのでご参考にしていただければと思います。続きまして、予算書の６０、６１ページをお願いいたします。

１５款県支出金であります。予算額５億９，４５９万２，０００円、前年度比１，７８４万５，０００円の増であります。この県支出金も主なものにつきましても、説明資料６ページの表に掲げておりますのでご参考にしていただければと思います。続きまして、予算書７６、７７ページをお願いいたします。説明資料は７ページになります。

１６款財産収入であります。予算額５７１万４，０００円で、前年度比４５６万２，０００円の減であります。土地貸付収入及び基金利子については、収入が見込まれる額を計上し、７８、７９ページ、次のページになりますが、そこにあります財産売払収入につきましては、名目額を計上しているところでございます。予算書の８０、８１ページをお願いいたします。

１７款寄附金であります。予算額８，０００万３，０００円で、３，００

０万円の増であります。一般寄附金、民生費寄附金、教育費寄附金については名目額を計上しております。

次のふるさと応援寄附金につきましては、これまでの実績に基づき３，０００万円の増額を見込み計上しております。予算書の次のページ、８２、８３ページをお願いいたします。

１８款繰入金であります。予算額４億９，７６７万１，０００円で、前年度比１億５，４３１万円の増であります。

特別会計繰入金については、前年度同額を計上しております。

そして、基金繰入金につきましては、財源不足を補う繰入金として下水道事業基金、減債基金、財政調整基金から繰入れをすることにしております。金額につきましては、下水道事業基金につきましては８，６００万円、前年度比６００万円の増、減債基金繰入金１億円、財政基金繰入金１億円で前年度同額であります。

その下の中山間ふるさと農村活性化基金につきましては、１００万円で前年度と同額でございます。

その次の役場庁舎建設基金繰入金につきましては、新庁舎建設費に充てるため１億３，５６４万５，０００円増の１億９，４００万円を計上しております。

その次の地域福祉基金繰入金につきましては、いきがいセンターの補修工事費に充てるため６００万円を計上し、その次の森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税事業に充てるため６６６万５，０００円を計上しているところでございます。予算書の８６、８７をお願いいたします。

１９款繰越金であります。予算額７，０００万円ということで、前年度と同額として予算計上しております。予算書８８、８９ページ、次のページをお願いいたします。

２０款諸収入であります。予算額８，６４４万５，０００円で、前年度比９６４万２，０００円の増であります。

こちらは３項貸付金元利収入におきましては、中小企業振興資金原資返還金を計上しており、４項雑入においては宝くじ関係配分金、農地中間管理事業費委託料など、その他見込まれるものを計上しているところでございます。

そして予算書の９４、９５ページでございますが、こちらも諸収入なんですけれども、５項受託事業収入でございまして、こちらでは高齢者保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費分として、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入を計上しているところでございます。予算書の９６、９７ページをお願いいたします。説明資料は８ページになります。

２１款町債であります。予算額１２億５，７３０万円で、前年度比２億７，７２０万円の増であります。前年度との対比を説明資料８ページに掲載しておりますのでご覧いただければと思います。以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、１００、１０１ページ、説明資料は９ページをお願いいたします。

１款議会費であります。予算額９，１３４万６，０００円で、前年度比１２５万６，０００円の増であります。議員及び職員に係る報酬、給料等の人件費のほか、委員会の開催や視察調査等に対する費用弁償が主なものであります。予算書次のページをお願いいたします。

２款総務費であります。予算額１７億３，３２６万２，０００円で、前年度比５億１，９０７万６，０００円の増であります。大きな増加となっておりますが、主な要因としましては、新庁舎建設費が前年度より４億９，８７７万円増加したことによるものでございます。

まず１項１目一般管理費につきましては、特別職及び職員の人件費のほか、通信運搬費、コピー機使用料等の一般的な事務経費や自治会活動支援補助、庁舎の維持管理に要する経費などを計上しているところでございます。

次の２目秘書広報費につきましては、交際費、広報かわたなの印刷製本費などを計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。予算書１０４、１０５ページになります。

３目財政管理費でありますが、こちらは財政管財係の事務的経費やふるさと納税に係る経費を計上しております。

次の４目会計管理費では、コンビニ収納の取扱いに係る手数料などを計上しているところでございます。

次の５目財産管理費につきましては、町が所有する土地及び施設等の維持管理、建物の保険料、小串郷駅の管理、町有林の管理に要する経費を計上し

ているところでございます。

次の６目企画費につきましては、企画振興係の事務的経費のほか、ふるさと創生基金の利子収入と同額を積立金として計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。１０６、１０７ページです。

７目情報通信基盤整備事業費につきましては、光ブロードバンド基盤整備事業の維持運営に係る経費を計上しております。なお、令和３年度につきましては、回線不足を解消するため、未使用の引き込み線の撤去に要する経費を計上しているところでございます。

次の８目電算管理費につきましては、電算業務の維持運営及び社会保障・税番号制度システム管理費に係る経費を計上しております。令和３年度はイントラシステムの更新及び職員用のパソコンの更新に要する経費を計上しております。

次の９目地域づくり事業費につきましては、地方創生関係の事務に要する経費、地域おこし協力隊の人件費や活動に要する経費、結婚新生活支援事業に要する経費を計上しております。

一番下の１０目交通安全対策費でありますが、説明資料は１０ページになります。交通安全対策費には、交通指導員の報償費のほか、交通安全の取組に要する経費を計上しております。予算書１０８、１０９ページ、次のページをお願いいたします。

１１目諸費につきましては、一般諸費のほか、西肥バス川棚内海線運行に係る補助、川棚駅前広場管理、活きいきタクシー助成事業に要する経費を計上しております。

次の１２目財政調整基金費から次のページの１６目役場庁舎建設基金費までにつきましては、各基金費でありますが、基金の利子収入と同額を積立金として計上しているものであります。予算書１１０、１１１ページでございます。

１７目になります。１７目地方創生費につきましては、結婚支援事業費として婚活イベントに要する経費を、次の１８目移住・定住促進事業費では、移住相談会に要する経費や移住支援に係る補助に要する経費などを計上しております。

次の１９目新庁舎建設費では、新庁舎建設に要する経費のほか、別館及び

第二別館の改修等に要する経費を計上しております。次のページをお願いいたします。１１２、１１３ページであります。

２０目企業誘致推進費では、企業誘致推進に要する経費を計上し、２１目新型コロナウイルス感染症等対策基金費は、基金積立金を名目予算として計上しているところでございます。

次の２項徴税費につきましては、職員の人件費のほか、賦課徴収や滞納処分に要する経費を計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。１１４、１１５ページになります。

３項の戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳情報及び戸籍情報の処理管理に要する経費並びにマイナンバーカード発行に要する経費を計上しております。

次の４項選挙費におきましては、選挙管理委員会の経費のほか、長崎県知事選挙及び衆議院議員総選挙に要する経費を計上しております。予算書１１６、１１７ページをお願いいたします。中ほどから下になります。

５項統計調査費につきましては、各種統計調査に要する経費を計上しております。次のページをお願いいたします。１１８、１１９になります。

６項監査委員費につきましては、監査委員の報酬ほか、監査業務に係る経費を計上しております。次のページ、１２０、１２１ページをお願いいたします。

３款民生費であります。予算額２３億８，９７３万７，０００円で、前年度比１，０９１万円の増であります。

１項１目社会福祉総務費につきましては、母子・父子・乳幼児等に対する福祉医療の支給、民生委員・児童委員活動に要する経費、社会福祉協議会の運営補助、地域支え合い事業など福祉施策に要する経費を計上しております。なお、参考までに主な特別会計の繰出金等の状況を説明資料１１ページの表でお示しをしているところでございます。

次に２目障害者福祉費につきましては、母子福祉医療費や各種医療給付費などについて必要経費を計上しております。予算書次のページをお願いいたします。

３目老人福祉費であります。老人福祉費では説明資料のとおり、町老連及び地区老人クラブへの補助、養護老人ホーム入所者の措置費など、高齢者の

福祉施策に要する経費を計上しており、次の４目老人福祉施設費につきましては、いきがいセンターの指定管理費や保守工事費を計上しております。

次の５目国民年金事務費につきましては、被保険者の資格取得・喪失や老齢・障害基礎年金等の請求、保険料免除申請等の各種届出に関する事務など、年金業務に要する経費を計上しているところでございます。予算書次のページをお願いいたします。

２項１目児童福祉総務費につきましては、保育所運営事業費、学童保育などの放課後児童健全育成事業や、休日・延長保育の特別保育事業、子ども・子育て支援事業といった子育て支援に必要な経費を計上しております。

次の２目児童措置費につきましては、町内の保育園及び町外保育園分並びに認定こども園の給付費の年間所要額を見込み計上しております。次のページをお願いいたします。

３項災害救助費でございます。こちらにつきましては、災害見舞金等の支給に備えた名目予算として計上しているところでございます。続きまして、予算書１２８、１２９ページ、次のページです。説明資料は１２ページになります。

４款衛生費であります。予算額６億１４７万８，０００円で、前年度比１億５，９７９万４，０００円の増であります。大きな増額となっておりますが、東彼保健福祉組合の分担金、これは清掃工場分でございますが、こちらが１億２，３８２万６，０００円の増、そして新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費２，６３６万円の追加が大きな要因でございます。

まず、１項１目保健衛生総務費であります。職員人件費のほか、献血の推進、母子愛育班活動や乳幼児健診など母子保健の推進、救急医療対策に要する経費を計上しております。

次の２目予防費につきましては、定期予防接種、定期外予防接種及び狂犬病予防事業に要する経費を計上しております。なお、令和３年度につきましては、ロタウイルス感染症及び新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に要する経費も計上しているところでございます。予算書次のページをお願いいたします。１３０、１３１ページです。

３目健康増進費であります。健康増進費では、健康教育の推進、各種がん検診など検診事業の実施に要する経費を計上しており、次の４目環境衛生費

では、煙霧消毒や海岸清掃などの環境衛生に係る費用、火葬場施設分担金、資源回収の補助金などに要する経費を計上しております。

次の５目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、新生児特別定額給付金事業において、令和３年度申請者への給付費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。１３２、１３３ページです。

２項清掃費につきましては、ごみ処理及びし尿処理に係る東彼地区保健福祉組合への分担金及び繰出金を計上しております。

次の３項公害対策費では、河川海域水質調査・臭気調査などに要する経費、合併浄化槽設置整備補助などを計上しております。続きまして、予算書次のページです。１３４、１３５ページです。

労働費でございます。予算額１２７万５，０００円で、前年度比８万２，０００円の増であります。勤労青少年ホームの維持管理に要する経費が主なものでございます。予算書次のページをお願いいたします。説明資料は１３ページの方になります。

６款農林水産業費であります。予算額２億９，９１０万４，０００円で、前年度比１，２１３万３，０００円の増となっております。

１項１目農業委員会費につきましては、農業委員会の運営、農業者年金に係る事務並びに機構集積支援事業に要する経費を、次の２目農業総務費につきましては、職員の人件費を計上しております。

一番下の３目農業振興費につきましては、水稲、みかん、施設園芸等振興作物の生産振興、営農組織・担い手確保、有害鳥獣対策、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業、特産物の販売宣伝促進事業、農地中間管理事業等の事業費を計上しております。次のページをお願いいたします。１３８、１３９ページでございます。

４目畜産業費につきましては、肉用牛肥育経営安定対策事業、繁殖雌牛導入支援事業、家畜防疫対策事業等の取組に要する経費を計上しております。

次の５目農地費につきましては、県営事業である基幹農道川棚西部地区の地元負担金や、農道等の維持補修に要する経費を計上しております。次のページをお願いいたします。

２項林業費であります。林業費につきましては、森林及び既存林道の適正な保全と維持管理、森林組合の事業、林道維持補修並びに緑化推進に要する

経費を計上しております。次のページをお願いいたします。

３項水産業費であります。水産業費につきましては、大村湾漁協川棚支所が取り組む各種事業への補助のほか、漁港管理、漁村の環境整備に要する経費を計上しております。次のページをお願いいたします。１４４、１４５ページです。

７款商工費であります。予算額１億６，２１５万２，０００円で、前年度比２，８３４万２，０００円の減であります。

１項１目商工総務費につきましては、職員の人件費、一般的な事務経費のほか、空き店舗活用補助などによる経費を、次の２目商工業振興費につきましては、商工業の振興を図るため、中小企業振興資金制度・創業支援振興資金への預託金、商工会への運営費補助などを計上しているところでございます。

次の３目観光費では、夏まつり等の観光振興事業に要する経費、それから観光ＰＲなどに要する経費のほか、観光事業特別会計への繰出金を計上しております。令和３年度の新たな取組といたしまして、キャンピングカーを活用した川棚周遊観光の実証事業に要する経費や、博多駅メインコンコースのデジタルサイネージにＰＲ広告を掲出する予算を計上しているところでございます。

次の４目観光施設整備基金費は、基金の利子と同額を積立金として計上しているものでございます。次のページをお願いいたします。

８款土木費であります。予算額７億８，３６３万円で、前年度比１，７５９万４，０００円の増であります。

まず、１項１目土木総務費につきましては、職員の人件費、一般的な事務経費を計上しております。

２項道路橋梁費につきましては、町道の維持管理に要する経費及び安全施設整備工事に要する経費を計上しております。なお、道路維持費の主なものにつきましては、説明資料の１４ページの方に掲載しております。ご参考に見ていただければと思います。予算書は次のページをお願いいたします。

３目道路新設改良費でございます。こちらにつきましては、道路新設改良費の主なものにつきまして、説明資料１４ページの方に掲載しております。こちらも後ほど参考に見ていただければというふうに思います。

次の４目橋梁維持費であります。説明資料は１５ページになります。橋梁維持費は社会資本整備総合交付金事業として、惣津２号橋橋梁補修工事及び古浜橋橋梁補修工事に要する経費を計上しております。

次の３項１目河川管理費につきましては、河川維持補修に係る経費を計上しておりますが、３年度は川棚川から各地区への逆流を防止するため、排水口に逆流防止弁を設置する経費を計上しているところでございます。

次の２目ダム対策費につきましては、職員の人件費、石木ダム建設に関して、長崎県、佐世保市及び地元関係者との協議に要する経費を計上しております。予算書の次のページをお願いいたします。

３目海岸保全費につきましては、海岸保全に備えた名目で予算を計上しております。

次の４目用悪水路費につきましては、西白石地区水路改修工事など、用悪水路の維持補修に要する経費を計上しております。

次の５目急傾斜地崩壊対策事業費でありますが、新谷地区急傾斜地崩壊対策事業の測量設計業務のほか、町道新百津山手線及び町道数石旭ヶ丘線にロックネットや防草コンクリートの設置に係る経費を計上しているところでございます。

次の４項１目港湾管理費につきましては、川棚港の港湾管理に要する経費を、２目港湾建設費につきましては、説明資料１５ページに掲載しております、県営事業に係る地元負担金を計上しております。

次の５項都市計画費につきましては、都市計画全般の経常的経費のほか、都市計画施設の維持管理費、下水道事業会計への負担金・補助並びに出資金に係る必要額を計上しております。なお、令和３年度から中央公園や勤労者体育センターが指定管理制度に移行することから、その指定管理費も今回計上しております。予算書次のページ、１５２、１５３ページをお願いいたします。

６項住宅費につきましては、町営住宅の維持管理に要する経常的経費のほか、引き続き町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化に係る改修工事を行いますので、その改修工事に要する経費を計上しております。続きまして、予算書次のページをお願いいたします。説明資料は１６ページになります。

９款消防費であります。予算額２億２，１２６万５，０００円で、前年度

比１６３万６，０００円の減であります。消防費では、広域常備消防の負担金や非常備消防に要する経費などを計上しております。令和３年度におきましては、地域防災計画書の全面的な見直しを行うため、新たな地域防災計画書の策定に要する経費を計上しております。予算書１５８、１５９ページをお願いいたします。

１０款教育費であります。予算額３億６，８２６万１，０００円で、前年度比１億９，３６０万６，０００円の減であります。

１項１目教育委員会費につきましては、教育委員に係る報酬、会議出席等に要する費用弁償等の所要経費を、次の２目事務局費では、職員人件費のほか、外国語指導助手や心の教室相談員の配置、学校活性化事業などに要する経費を計上しております。

次の３目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費につきましては、ＧＩＧＡスクール整備事業によりまして、児童・生徒に１人１台の学習用タブレットが整備されましたが、家庭において活用するためには、家庭にＷｉ－Ｆｉ環境が必要なため、Ｗｉ－Ｆｉ環境がない準要保護児童・生徒の世帯にＷｉ－Ｆｉルーターを貸与することとし、その通信料を計上しているところでございます。

次の２項１目小学校費につきましては、学校の運営管理に関する経費のほか、用務員、校務支援員、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置に係る経費などを計上しております。予算書次のページをお願いいたします。

２目教育振興費につきましては、日本スポーツ振興センターへの掛金、要保護・準要保護児童に対する扶助費等に係る経費を計上しております。

次の３項１目学校管理費につきましては、中学校の管理運営に関する経費のほか、用務員、校務支援員及び特別支援教育支援員を配置するための経費などを計上しております。予算書次のページをお願いいたします。説明資料１７ページになります。

２目教育振興費につきましては、日本スポーツ振興センターへの掛金、要保護・準要保護児童に対する扶助費等に係る経費、そして中学１年生全員を対象としたイングリッシュキャンプ事業に係る経費などを計上しているところでございます。

次の４項１目社会教育総務費につきましては、地域文化の振興を図るため、総合文化祭の開催や、文化講演事業の実施に要する経費や、ブックスタート事業、ふれあい教室開催、文化財保護に要する経費、青少年育成地区活動、成人式開催に要する経費を計上しております。予算書次のページをお願いいたします。１６４、１６５ページになります。

２目公民館費につきましては、中央公民館の維持管理に要する経費を計上しているほか、地域公民館の改修補助に要する経費を計上しております。

次の３目公会堂費につきましては、公会堂の維持管理に要する経費を計上しております。

次の５項１目保健体育総務費につきましては、各種スポーツ大会の開催に要する経費や、スポーツ推進委員に要する経費、時代を担う人材育成のための事業費、社会体育施設の維持管理に要する経費などを計上しております。予算書次のページをお願いいたします。

２目教育キャンプ場費及び３目柔剣道場管理費につきましては、各施設の維持管理に要する経費を計上しております。なお、勤労者体育センター及び中央公園野球広場照明の管理を３年度から指定管理制度に移行することから、体育館管理費及び照明施設管理費を廃目としております。

次の６項学校給食共同調理場費でありますが、学校給食センターの管理運営に係る経費を計上しております。なお、学校給食センターの主な工事につきましては、説明資料の１７ページに掲載しております。後ほどご確認をお願いいたします。予算書１７０、１７１ページになります。

１１款災害復旧費でございます。予算額３，６９６万８，０００円で、前年度比３，４９４万１，０００円の増であります。

１項農林水産施設災害復旧費及び２項１目公共土木施設災害復旧費につきましては、災害に備えた名目予算として計上しております。

次の２目漁港施設災害復旧費につきましては、三越防波堤の災害復旧に係る令和３年度の工事費を計上しております。次のページをお願いいたします。１７２、１７３ページです。

１２款公債費であります。予算額５億６，４４２万２，０００円で、前年度比１，９２０万２，０００円の減であります。公債費につきましては、町債の元金及び利子の償還金を積算して計上しているところでございます。予

算書次のページをお願いいたします。１７４、１７５ページです。

１３款諸支出金であります。こちらは予算額１０万円で、名目で計上しているものでございます。予算書次のページをお願いいたします。

１４款予備費であります。予備費につきましては、例年と同様の２，０００万円を計上しているものでございます。以上で、歳出の説明を終わります。

予算書の１７８ページから１８６ページには給与費明細書を掲載しております。そして、地方債現在高等に関する調書を１８７ページに、債務負担行為に係る調書につきましては１８８ページから１９０ページに掲載しております。そして１９１ページには、地方消費税交付金、これは社会保障財源化分でございますが、この充当額を一覧としてお付けしております。これらの表につきましては、説明は省略とさせていただきます。

以上が令和３年度の一般会計予算の概要でございます。説明を終わります。

（１１：０４）

議　　長　ここで、しばらく休憩をいたします。

（１１：０４）

（…休　　憩…）

（１１：２０）

議　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　　長　次に国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長　はい。それでは、議案第１６号「令和３年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」についてご説明をいたします。予算書は１９３ページです。

令和３年度の予算につきましては、厚生労働省から示されました予算編成方針等に基づいて試算、予算計上をしております。

第１条の規定につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１７億８，６７８万３，０００円と定めるものです。

同条第２項につきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるものとしております。

第２条の規定につきましては、一時借入金について最高額を５，０００万円と定めるものです。

第３条の規定につきましては、歳出予算の流用について定めているものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をしますので、１９７ページをお開きください。

まず歳入についてですけれども、前年度と比較して歳入合計で７，２６８万８，０００円減少いたしております。要因といたしましては、歳出２款の保険給付費の減額に伴う県支出金の減額が主なものであります。国民健康保険税と県支出金で全体の９１．６パーセントを占めております。

次のページ、歳出です。２款保険給付費の予算額は１３億３，５８７万２，０００円で、全体の７４．８パーセントを占めております。被保険者数の減少により、前年度より４，５００万程度低く見込んでおります。

３款の国民健康保険事業費納付金につきましては、県の広域化に伴う事業費納付金であり、４億１，０８４万５，０００円が示された額であり、全体の２３パーセントを占めております。

予算書の２４２ページには給与費明細書を記載しておりますが、説明については省略をさせていただきます。それでは詳細について、歳入から説明をいたしますので、次の２００ページをお開きください。なお、本日お配りをしております説明書に沿って説明をいたします。ここからは着座にて説明をさせていただきます。

それでは歳入です。１款国民健康保険税２億８，２０９万９，０００円、前年度比１，８６５万４，０００円の減少。

１項１目一般被保険者国民健康保険税２億８，１９３万６，０００円、前年度比１，８５６万４，０００円の減少となっております。

２目退職被保険者等国民健康保険税１６万３，０００円、前年度比９万円の減少となっており、退職被保険者の過年度分、滞納繰越分に係る保険税を計上いたしております。２０４、２０５ページです。

２款使用料及び手数料１５万１，０００円、前年度同額。

１項１目総務手数料、２目督促手数料につきましては、実績額から見込み計上をいたしております。次のページです。

３款国庫支出金１，０００円、前年度比１５３万１，０００円の減少。

１項１目災害等臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う原発事故に関して、避難指示区域等の被保険者に対する保険税及び一部負担金の免除措置等に対する財政支援であり、名目計上をいたしております。次のページです。

４款県支出金１３億５，４０８万９，０００円、前年度比４，９１８万円の減少。

１項１目保険給付費等交付金、１節普通交付金につきましては、歳出の２款保険給付費における出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当等を除く保険給付費支出見込額と同額を計上いたしております。

２節特別交付金につきましては、国民健康保険者努力支援金、国の特別調整交付金、県の特別調整交付金等を、県の試算等に基づき計上をいたしております。

２項財政安定化基金交付金、１目財政安定化基金交付金につきましては、災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じて、県から指定された国民健康保険事業費納付金額が支出できないときに交付を受ける基金であり、名目計上をいたしております。予算書２１０、２１１ページです。

５款財産収入５万３，０００円、前年度比１万７，０００円の増加。

１項１目利子及び配当金につきましては、積立金の利子について計上いたしております。次のページです。

６款繰入金１億３，１５２万１，０００円、前年度比１３０万の減少。

１項１目一般会計繰入金につきましては、一般会計歳出、３款民生費、１項１目社会福祉総務費の国民健康保険基盤安定費及び国民健康保険事業費に対応をいたしております。国民健康保険基盤安定費に対応するものが１億２００万円、国民健康保険事業費に対応するものが２，９５２万１，０００円であります。次のページです。

７款繰越金１，８００万、前年度比２００万の減少であります。

１項１目その他繰越金につきましては、前年度繰入金として歳入歳出の見合いにより計上いたしております。次のページです。

８款諸収入８６万９，０００円、前年度比４万円の減少。

１項１目一般被保険者延滞金、２目退職被保険者等延滞金につきまして

は、近年の実績により計上し、３目一般被保険者加算金から５目過料については、前年度同額を名目計上いたしております。

２項１目預金利子につきましては、前年度と同額を名目計上いたしております。

３項１目滞納処分費から６目雑入まで、名目計上をいたしております。

続きまして歳出を説明いたします。２２０ページです。１款総務費９０１万７，０００円、前年度比４３万６，０００円の減少。

１項１目一般管理費につきましては、納税通知書・パンフレット等の印刷製本費や郵送料、共同電算処理手数料、システム改修委託料等を計上いたしております。

２目連合会負担金につきましては、第三者行為求償事務共同処理手数料、国保連合会負担金、国保広報共同事業負担金等を計上いたしております。

２項徴税費、１目賦課徴収費につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

２目収納特別対策事業費につきましては、収納率向上対策研修会旅費等、収納対策に係る経費を計上いたしております。

３項運営協議会費、１目運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議に係る経費を計上いたしております。次のページです。

４項医療費適正化特別対策事業費、１目医療費適正化特別対策事業費につきましては、医療費通知、ジェネリック医薬品使用勧奨通知など、医療費の適正化を推進するための経費を計上いたしております。次のページです。

２款保険給付費１３億３，５８７万２，０００円、前年度比４，５０１万７，０００円の減少であります。保険給付費につきましては、過去の実績や被保険者数の動向等を踏まえ算出をいたしております。

１項の療養諸費１１億３，２１５万９，０００円、前年度比４，２３８万２，０００円の減少となっております。内訳につきましては、１目から５目に記載のとおりであります。

２項高額療養費１億９，７９５万円、前年度比２７３万５，０００円の減少です。内訳は記載のとおりであります。

３項１目一般被保険者移送費及び次のページの２目退職被保険者等移送費につきましては、いずれも病院間等の移送に係る経費を名目計上いたしてお

ります。

４項出産育児諸費、１目出産育児一時金につきましては、１２件分を見込み計上いたしております。

２目支払手数料につきましては、出産育児一時金に係る手数料を計上いたしております。

５項１目葬祭費につきましては、３０件分を見込み計上をいたしております。

６項１目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染又は疑いによる場合の収入減を補うもので、名目計上をいたしております。予算書２２８、２２９ページです。

３款国民健康保険事業費納付金４億１，０８４万５，０００円、前年度比２，７３８万１，０００円の減少であります。これは県から示された納付額を計上いたしております。

１項医療給付費分３億８４万円、前年度比１，９４８万１，０００円の減少。

２項後期高齢者支援金等分８，４７７万８，０００円、前年度比２９５万７，０００円の減少。

３項介護納付金分２，５２２万７，０００円、前年度比で４９４万３，０００円の減少であります。次のページです。

４款財政安定化基金拠出金１，０００円、前年度同額。

１項１目財政安定化基金拠出金につきましては、県の財政安定化基金に対する拠出金を名目計上いたしております。次のページです。

５款保険事業費２，９１５万円、前年度比４１万６，０００円の減少。

１項１目疾病予防費につきましては、脳ドックや各種がん検診の疾病予防や糖尿病性腎症重症化予防事業に係る管理栄養士等の人件費を計上いたしております。

２目あんま、はり、きゅう施術費につきましては、あんま、はり、きゅうの施術に対する補助金を計上いたしております。

２項１目特定健康診査等事業費につきましては、保健指導に伴う在宅保健師人件費、特定健診委託料、特定健診関連システム改修委託料など特定健診受診率向上事業の経費を計上いたしております。次のページです。

６款基金積立金５万３，０００円、前年度比１万７，０００円の増加であります。

１項１目積立金につきましては、預金利子見込額を計上いたしております。次のページです。

７款公債費１，０００円、前年度同額。

１項１目利子につきましては、借入金が生じた場合に対応するもので、名目計上いたしております。次のページです。

８款諸支出金１０１万５，０００円、前年度比９万円の減少。

１項１目一般被保険者保険税還付金、２目退職被保険者等保険税還付金のいずれも、過年度分の保険税の還付が生じた場合の還付金を計上いたしております。

３目保険給付費等交付金償還金につきましては、県からの保険給付費等交付金の前年度精算返還分を名目計上いたしております。

４目償還金は、名目計上であります。

２項１目延滞金につきましても、名目計上をいたしております。

３項１目一般会計繰出金につきましては、町からの助産費等の負担金、事務費等負担金の前年度精算返還分を名目計上いたしております。

次のページ、９款です。９款予備費８２万９，０００円、前年度比６３万５，０００円の増加。

１項１目予備費につきましては、歳入と歳出の見合いにより計上をいたしております。

それから、資料の７ページにつきましては、国保特会の３年度分の総括表、８ページは一般会計における国保関係の歳入歳出を表した資料となっております。後ほどご参照ください。

以上で、３年度の川棚町国民健康保険事業特別会計予算についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

（１１：３７）

議　　長　はい。続きまして、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。はい、健康推進課長。

健康推進課長　はい。議案第１７号「令和３年度川棚町後期高齢者医療特別

会計予算」についてご説明をいたします。予算書は２４３ページです。

第１条の規定につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億２５万１，０００円と定めるものであります。

同条第２項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるものとしております。なお、令和３年度後期高齢者医療特別会計につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合の試算、資料を基に予算の編成をいたしております。

それでは、事項別明細書で説明します。２４７ページです。

まず、歳入予算であります。１款の後期高齢者医療保険料が全体の７０パーセントを占めております。また、繰入金は予算総額の２７．４パーセントを占めており、２つの款で予算全体をほぼ占めることとなっております。前年度と比較して、歳入合計で１，００２万４，０００円増加しております。次のページです。

歳出です。２款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付いただいた保険料に一般会計から繰り入れた町分担金並びに保険基盤安定負担金を合わせた、１億９，４０６万６，０００円で、歳出合計の９６．９パーセントを占めております。

それでは詳細について歳入から説明しますので、次のページ２５０ページをお開きください。こちらもお配りしております資料に沿って説明をいたします。着座にて説明させていただきます。

歳入。１款後期高齢者医療保険料１億４，０２３万８，０００円、前年度比８３３万８，０００円の増加。

１項１目特別徴収保険料及び２目普通徴収保険料につきましては、広域連合試算による保険料を計上いたしております。次のページです。

２款使用料及び手数料１万１，０００円は前年度同額。

１項１目証明手数料並びに２目督促手数料につきましては、前年度と同額を計上いたしております。次のページ。

３款国庫支出金１，０００円、前年度同額。

１項１目後期高齢者医療制度円滑化運営事業費補助金につきましては、名目計上をいたしております。次のページ。

４款繰入金５，４７４万６，０００円、前年度比１３７万円の増加。

１項１目事務費繰入金、２目保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合試算により計上いたしております。予算書次のページ。

５款繰越金１，０００円、前年度同額。

１項１目繰越金については、前年度同額を名目計上しております。予算書次のページ。

６款諸収入５２５万４，０００円、前年度比３１万６，０００円の増加。

１項１目延滞金につきましては、前年度同額を名目計上いたしております。

２項１目保険料還付金、２目還付加算金につきましては、連合会試算により計上いたしております。

３項１目滞納処分費は、名目計上であります。

２目雑入につきましては、広域連合からの健康診査事業費分を計上いたしております。

歳出です。予算書２６２ページです。１款総務費５８９万７，０００円、前年度比２９万１，０００円の増加。

１項１目一般管理費につきましては、後期高齢者医療に係る事務費、健康診査事業費等を計上いたしております。

２項１目徴収費につきましては、後期高齢者保険料徴収に係る口座振替手数料、年金からの特別徴収に係る徴収経由基幹業務システム分担金を計上いたしております。予算書次のページ。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１億９，４０６万６，０００円、前年度比９７１万６，０００円の増加。

１項１目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合試算により計上をいたしております。次のページ。

３款諸支出金２８万３，０００円、前年度比１万７，０００円の増加。

１項１目保険料還付金につきましては、広域連合試算による賦課見込額に０．２パーセントを乗じた額を計上いたしております。

２項１目他会計操出金につきましては、前年度一般会計繰入金の精算に伴う科目で名目計上いたしております。予算書次のページです。

４款予備費５，０００円、前年度同額。

１項１目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより計上をいたして

おります。

資料の最後のページ、一般会計と後期高齢者医療特別会計間の予算の流れについて表した図を付けておりますので、こちらも後ほどご参照ください。

以上で、令和３年度後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

（１１：４３）

議　　長　はい。引き続き、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長　はい。議案第１８号「令和３年度川棚町介護保険事業特別会計予算」についてご説明をいたします。予算書は２７１ページです。

第１条の規定につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１４億１，５００万円と定めるものであります。

同条第２項におきまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるものとしております。

事項別明細書で説明いたします。２７５ページをお開きください。

まず歳入です。前年度と比較して歳入合計で３，０００万増加をいたしております。構成といたしましては、保険料や保険給付費、地域支援事業費に係る国、県、支払基金、町の負担が主なものとなっております。次のページ、歳出です。

２款保険給付費が１３億円で、４款地域支援事業等費が８，９１５万６，０００円となっており、この２つの款で歳出の９８．２パーセントを占める割合となっております。

予算書の３２２ページに給与明細を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

それでは、詳細について歳入から説明をいたします。予算書は２７８ページからです。こちらもお配りした資料に沿って説明をいたします。着座にて説明をいたします。

歳入。１款保険料２億８，２３０万１，０００円、前年度比２５０万円の減少。

１項１目第１号被保険者保険料につきましては、高齢者人口の伸び等を勘案いたしまして保険料収入見込額を計上いたしております。予算書は次の

ページですね。

２款使用料及び手数料３万円、前年度同額。

１項１目督促手数料として前年度同額を計上いたしております。次のページ。

３款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金につきましては、標準給付費の施設以外分２０パーセント、施設分１５パーセントを定められた割合で計上いたしております。

２項国庫補助金１億７７２万９，０００円、前年度比５７３万４，０００円の増加。

１目調整交付金につきましては、標準給付費の６パーセントで計上いたしております。

２目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の２０パーセント、調整交付金として５パーセント、包括的支援事業・任意事業費の３８．５パーセント、社会保障充実分として包括的支援事業費の３８．５パーセントを定められた割合で計上いたしております。次のページです。

３目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために３０年度から新たに創設をされた交付金であり、令和２年度の内示額を参考に計上いたしております。

４目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険制度の見直しに伴うシステム改修に係る補助金であり、事業費の５０パーセントで計上いたしております。

５目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、新たに介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に行う市町村を支援するため令和２年度から新たに創設された交付金であり、令和２年度の内示額を参考に計上をいたしております。予算書次のページです。

４款支払基金交付金３億６，３０５万６，０００円、前年度比７８９万２，０００円の増加。

１項１目介護給付費交付金につきましては、標準給付費に対して第２号被保険者、４０歳から６４歳ですね、保険料に係る交付金２７パーセントで計上いたしております。

２目地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業・日常生活支

援総合事業費に係る交付率２７パーセントで計上いたしております。次のページ。

５款県支出金１億９，６６６万７，０００円、前年度比４８７万３，０００円の増加。

１項１目介護給付費負担金につきましては、標準給付費の施設以外分１２．５パーセント、施設分１７．５パーセントを定められた割合で計上いたしております。

２項１目地域支援事業交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費の１２．５パーセント、包括的支援事業費・任意事業費の１９．２５パーセント、社会保障充実分として包括的支援事業費の１９．２５パーセントを定められた割合で計上いたしております。

２目介護保険低所得者対策事業費補助金につきましては、対象事業費の補助率４分の３を計上いたしております。予算書２９２ページです。

６款財産収入７万円、前年度比５万７，０００円の増加。

１項１目利子及び配当金につきましては、介護保険給付費基金利子として全額を積み立てるものであります。次のページ。

７款寄附金１，０００円、前年度同額。

１項１目寄附金につきましては、一般寄附金として前年度同額を名目計上いたしております。次のページ。

８款繰入金２億２，３０５万４，０００円、前年度比９２２万２，０００円の増加。

１項１目介護給付費繰入金につきましては、標準給付費の１２．５パーセントを定められた割合で計上しております。

２目地域支援事業繰入金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費の１２．５パーセント、包括的支援事業費・任意事業費の１９．２５パーセント、社会保障充実分として包括的支援事業費の１９．２５パーセントを定められた割合で計上いたしております。

３目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料の低所得者軽減制度に対する公費負担分を計上いたしております。

４目その他一般会計繰入金につきましては、介護保険事務費等に要する経費をそれぞれ計上いたしております。次のページです。

９款繰越金３，０００円、前年度同額。

１項１目繰越金につきましては、繰越金として介護給付費分、地域支援事業費分、事務費等分をそれぞれ名目計上いたしております。次のページです。

１０款諸収入４５１万３，０００円、前年度比７万７，０００円の増加。

１項１目延滞金、加算金及び過料につきましては、延滞金、加算金及び過料をそれぞれ名目計上いたしております。

２目雑入につきましては、第三者納付金、返納金、雑入をそれぞれ名目計上いたしております。

２項１目介護予防サービス費収入につきましては、要支援者に係るサービス計画費収入を計上いたしております。

歳出です。３０２ページです。１款総務費２，１３７万７，０００円、前年度比３１７万１，０００円の減少。

１項１目総務管理費につきましては、介護保険業務に係る事務経費で、一般管理費と電算システム費を計上いたしております。

２目徴収費につきましては、第１号被保険者の保険料の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

３目認定事業費につきましては、介護認定審査会、認定調査員に要する経費を計上いたしております。次のページです。

２款保険給付費１３億、前年度比３，０００万の増加。

１項保険給付費１３億、前年度比３，０００万の増加。介護給付費の総額は、国、県等の負担金、交付金算出の標準給付費にあたるものです。歳出予算の９１．９パーセントを占めております。近年の給付費の伸び率及び介護報酬改定等を勘案し、計上いたしております。

１目介護サービス等諸費につきましては、要介護１から５の認定を受けた受給者が受けるサービスを計上いたしております。内容につきましては説明に記載のとおりであります。

２目介護予防サービス等諸費につきましては、要支援１・２の認定を受けた受給者が受けるサービスを見込み計上いたしております。一番下から次のページの８までですね、が記載のとおりであります。サービスの内容については記載のとおりであります。

３目その他諸費につきましては、介護給付費に係る審査支払手数料を見込み計上いたしております。

４目高額介護サービス等費につきましては、所得等に応じた自己負担限度額に係る補足給付として見込み計上いたしております。

５目高額医療合算介護サービス等費は、１年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が高額になる場合に負担を軽減するため支給する制度で、概算見込み計上をいたしております。次のページ。

６目特定入所者介護サービス等費につきましては、食費や居住費が自己負担化されたことによる低所得者への補足給付を計上いたしております。予算書次のページです。

３款財政安定化基金拠出金１，０００円、前年同額。

１項１目財政安定化基金拠出金につきましては、前年度同額を名目計上いたしております。

４款地域支援事業等費８，９１５万６，０００円、前年度比３９０万６，０００円の増額。

１項１目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、制度改正により２８年１０月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業に係る経費を計上いたしております。

２目包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センターの運営に係る事業費並びに任意事業として高齢者及び高齢者家族に対する各種支援事業に係る経費を計上いたしております。次のページ。

２項１目保健福祉事業費につきましては、社会福祉協議会に委託をしております配食サービス事業に係る委託料が主なものであります。

３項１目高齢者一体的事業費につきましては、医療保険での保健事業と介護保険での予防事業が制度ごとに実施されていたものを、７５歳以上の方に生じやすい生活習慣病等を重点的に対策や支援を講じるために今年度から取り組む事業であり、専門職に係る人件費や委託料等を計上いたしております。

４項１目指定介護予防支援事業費につきましては、指定介護予防支援事業所として活動経費を計上しており、主な財源につきましては、歳入１０款諸収入、２項１目介護予防サービス費収入であります。介護予防支援専門員の

嘱託職員人件費、介護予防ケアプランの事業所への委託料等を計上いたしております。予算書次のページです。

５款基金積立金７万１，０００円、前年度比５万７，０００円の増加。

１項１目介護給付費基金積立金につきましては、基金から生じた利子を全額積み立てることとして計上をいたしております。次のページです。

６款諸支出金６万６，０００円、前年度同額。

１項１目第１号被保険者保険料還付金、２目償還金、３目第１号被保険者還付加算金のいずれの目も、前年度と同額をそれぞれ名目計上いたしております。

２項１目一般会計繰出金につきましては、負担金等前年度精算に伴う一般会計への返還分を名目計上いたしております。すみません、予算書３２０、２１の予備費です。

７款予備費４３２万９，０００円、前年度比７９万２，０００円の減少。

１項１目予備費については、歳入歳出の見合いにより計上をいたしております。

資料の最後に付けております介護保険事業特別会計の予算総括表をご覧ください。この表につきましては令和３年度予算の総括表でありまして、上段に歳入を、下段に歳出を記載しており、それぞれの歳出がどのような歳入によって賄われているかを示しております。右側上段については、国、県、町等の負担割合を示しております。後ほどご参照ください。

以上で、令和３年度川棚町介護保険事業特別会計予算について説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

（１２：００）

議　　長　はい。ここで、しばらく休憩をいたします。

（１２：００）

（…休　　憩…）

（１３：００）

議　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　　長　次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長　はい。それでは、議案第１９号「令和３年度川棚町観光施設事業特別会計予算」についてご説明をいたします。予算書の３２９ページをお開きください。

第１条第１項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億５００万円と定め、第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によると定めているものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明しますので、３３３ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でありますが、歳入では対前年度と比較しまして、歳入合計で２，３００万円増加しており、歳入予算全体の７０．７パーセントを１款繰入金が占めております。次のページをお開きください。

歳出では、歳出予算全体の８２．２パーセントを１款観光施設事業費が、１６．６パーセントを２款公債費が占めております。

それでは歳入から説明をいたしますので、次のページをお開きください。なお、本日お配りました資料に沿って説明をいたします。ここからは着座して説明させていただきます。歳入についてであります。

１款繰入金、１項繰入金７，４２５万５，０００円、前年度比３６９万円の増となっております。

１目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を計上をしております。次ページをお願いします。

２款諸収入、１項貸付金収入２，０００万円、前年度比２，０００万円の増であります。

１目指定管理者貸付金収入は、川棚町大崎保養・宿泊施設運転資金返還金として２，０００万円を計上をしております。

２項雑入１，０７４万５，０００円、前年度比６万９，０００円の減であります。

１目雑入は、観光事業収入として１，０７４万５，０００円を見込み計上をいたしております。

次に歳出についてであります。次のページをお開きください。１款観光施設事業費、１項観光施設事業費８，６２９万１，０００円、前年度比２，３１４万３，０００円の増となっております。

１目管理費は、大崎公園、国民宿舎、大崎温泉の管理運営に係る一般的な経費として５，８０５万７，０００円を計上をしております。主なものは、大崎公園については１２節委託料において大崎自然公園指定管理料を、国民宿舎につきましては１２節委託料において３階客室空調機更新工事に係る設計業務及び１７節備品購入費において客室空気清浄機購入に要する経費を計上しております。２０節貸付金につきましては、一般社団法人川棚町観光協会の運転資金としての貸付けに要する費用を計上をしております。

２目改良費は、国民宿舎、大崎温泉の改修・整備に要する経費としまして２，８２３万４，０００円を計上しております。１０節需用費（修繕料）になります。及び１４節工事請負費は下表に掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。次のページをお願いします。

２款公債費、１項公債費１，７４８万９，０００円、前年度比１９万２，０００円の減であります。

１目元金につきましては、大崎温泉における元金の償還分といたしまして１，７３９万円を計上しております。

２目利子つきましては、大崎温泉における借入れに対する利子分として９万８，０００円を計上しております。

３目公債諸費につきましては、役務費を名目上計上をしております。次のページをお開きください。

３款予備費、１項予備費１２２万円、前年度比４万９，０００円の増となっております。

１目予備費につきましては、１２２万円を見込み計上をしております。３４６ページをお願いします。

このページにつきましては、起債の現在高の見込みに関する調書となっております。しおさいの湯の起債償還であり、令和６年度が最終年度となっております。説明は省略させていただきます。

すみません、３２９ページをお願いいたします。議案の一番最初のページなりますけども、１条の上に「歳入歳出予算の補正」というふうに入れておりますので、訂正をお願いしたいと思います。「の補正」を削除していただきたいと思います。

以上で、令和３年度川棚町観光施設事業特別会計予算についての説明を終

わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議　　長　課長、私の聞き間違いか知りませんけど、雑入の増減比のところで６万９，０００円と言わっさんやったかなと思うとですけど、６９万。

産業振興課長　すみません、６９万円です。はい。すみません。２款の諸収入の２項雑入の部分になりますけども、３３８ページになります。これを６万９，０００とちょっと説明しましたが、６９万円の間違いです。失礼しました。

（１３：０９）

議　　長　はい。次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長補佐。

水道課長補佐　はい。それでは、議案第２０号「令和３年度川棚町下水道事業会計予算」についてご説明いたします。予算書につきましては、クリーム色の表紙を付した冊子となっておりますのでご準備ください。それでは、１ページ目お開きください。

第１条において、下水道事業会計の予算は次に定めるところによると規定し、具体的な予算の内容については２条以降に規定しております。

第２条においては、業務の予定量を規定しており、排水戸数、年間総排水量、一日平均排水量、主な建設改良工事について定めております。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を４億４，６６５万９，０００円、支出総額を４億４，６６６万円と定めております。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を２億４，８６７万４，０００円、支出総額を４億３１９万６，０００円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億５，４５２万２，０００円については、過年度分損益勘定留保資金８，７４３万８，０００円、当年度分消費税資本的収支調整額７９０万７，０００円、当年度分損益勘定留保資金５，９１７万７，０００円で補填することとしております。２ページ目をお開きください。

第５条においては、債務負担行為に関する事項について定めております。

事項の欄に記載している川棚浄化センター運転管理等業務につきましては、本年度、令和２年度に公募型プロポーザル方式により令和３年度から令和７年度までの５年間の受託事業者を決定しており、令和３年度予算に計上した委託費を除く令和４年度から令和７年度までの委託費１億４，５２０万円を限度額として定めております。

第６条は、企業債について借入限度額等を定めており、令和３年度の借入限度額を３，８００万円と定めております。

第７条は、一時借入金に関する規定であり、借入れの限度額を２億円と定めております。

第８条は、各項間の予算の流用について定めており、営業費用と営業外費用の間での流用ができることとしております。

第９条は、予算の流用に係る議会の議決事項に関する規定です。職員給与費として収益的支出、資本的支出に掲げた給料、手当等、法定福利費及び賞与引当金繰入額の合計額３，７０７万６，０００円と定めております。

第１０条は、他会計からの補助金に関する規定であり、一般会計からの補助を受ける金額は１，４２７万８，０００円と定めています。

予算の詳細につきましては、実施計画明細書にてご説明をいたします。予算書の６ページ目をお開きください。ここからは着席をさせていただいて、説明させていただきます。

１款下水道事業収益は４億４，６６５万９，０００円で、前年度比４，４９６万８，０００円の減となっています。

１項営業収益についてご説明いたします。１目下水道使用料については、令和２年度の実績及び過年度の傾向から若干の増加を見込み、５４万９，０００円増の１億３，９９３万９，０００円としております。

２目他会計負担金は、基準内の繰入金として６８２万３，０００円を計上しています。雨水処理負担金として計上したものであり、雨水処理施設の減価償却費に見合う額７４万３，０００円と、雨水処理施設の維持管理に係る費用に見合う額６０８万円となっております。

３目その他の営業収益は、督促手数料や排水設備に係る検査手数料などを見込み、前年同額の３９万３，０００円を計上しています。

次に、２項営業外収益についてご説明いたします。１目受取利息及び配当

金は普通預金で保有している下水道事業会計の決済口座の預金金利です。

２目他会計補助金は基準外の繰入金であり、汚水処理施設の減価償却費に対する他会計負担金の不足額４７７万９，０００円と、企業債の支払利息に対する他会計負担金の不足分９４９万９，０００円を計上し、前年度比８，９４６万２，０００円減の１，４２７万８，０００円となっています。

３目他会計負担金は、先ほどご説明した汚水処理施設の減価償却費に対する基準内の繰入金１億４，９００万円と、企業債の支払利息に対する基準内の繰入金１，８２９万円となっており、前年度比５，０８１万８，０００円増の１億６，７２９万円を計上しています。

４目長期前受金戻入は、補助金等の財源によって取得した資産の減価償却費相当額を収益化するという会計制度になっており、財源別の減価償却費見込額と同額を計上しています。前年度比９７３万６，０００円減の１億１，５０５万９，０００円となっています。

５目消費税及び地方消費税還付金は、令和３年度予算計上額を見込みどおりに執行した場合の仮受消費税の額に対して、仮払消費税の額が多くなる見込みであることから、その差額分を消費税等の還付金として前年同額の２８７万２，０００円を計上しております。

６目雑収益は、延滞金などを見込み、前年同額の４，０００円を計上しております。

次の７ページから９ページにかけて、収益的支出について記載しております。７ページの下水道事業費用から順にご説明いたします。

１款下水道事業費用は４億４，６６６万円となっており、前年度に比べ４，４９６万９，０００円減となっております。

１項営業費用についてご説明いたします。１目管渠費は、道路改良工事等に伴うマンホールの嵩上げなどの修繕費、マンホールポンプの維持管理業務、管路台帳システム保守料などの委託料、動力電気料などマンホールやマンホールポンプ、管渠等の維持管理に要する費用を計上しております。前年度比３０万６，０００円減の１，５８９万６，０００円となっております。

２目ポンプ場費は、下組雨水ポンプ場の維持管理に係る費用です。前年度比１００万円減の１７１万５，０００円を計上しております。

３目処理場費につきましては、次ページにかけて記載をさせていただいて

おります。３目処理場費は川棚浄化センターの維持管理に係る費用であり、前年度比１，６２９万円減の８，６５２万４，０００円を計上しております。浄化センターの維持管理業務、汚泥の収集運搬処理業務、水質検査などの委託料、機械・器具や電気設備等の修繕費、動力電気料、凝集剤・消毒薬等の材料費などとなっております。

次に４目総係費です。下水道事業の運営に係る経常的な費用を計上しております。主なものは、総務係２名分の人件費、会計システム等の事務機器の保守料などとなっており、前年度比７万円増の１，７５５万３，０００円としております。

次のページに移りまして、５目減価償却費には、建物や管路などの有形固定資産、事務機器システムの無形固定資産に係る減価償却費を計上しております。電気計装など比較的償却期間が短い資産の償却期間の満了により、前年度比２，４０２万３，０００円減の２億６，６３７万円となっております。

６目資産減耗費では、設備の修繕等に伴う固定資産の除却費を見込み、３２１万１，０００円を計上しています。

７目その他の営業費用は、上記に記載のない営業費用の支出に備え１，０００円を名目計上しているものです。

続けて、２項営業外費用についてご説明いたします。２項１目支払利息及び企業債取扱諸費には、すみません、１目は支払利息ですね。申し訳ありません。支払利息には、７４件の企業債に係る利息を計上しており、前年度比６６３万円減の５，４３８万９，０００円となっております。

３項１目特別損失及びその次の４項１目予備費につきましては、前年同額を名目計上したものです。

次に１０ページから記載しております資本的収入支出についてご説明します。

１款資本的収入は、前年度比９６２万４，０００円減の２億４，８６７万４，０００円となっております。

１項１目建設改良企業債は、施設改良に係る投資財源として３，８００万円を借り入れる予定としております。前年度に比べ１，４７０万円の減となっております。

２項１目国庫補助金は、補助対象の工事請負費及び実施設計業務等の委託費に対する交付金を見込み、前年度比７７５万円減の３，０００万円を計上しています。

３項１目他会計負担金は、基準内繰入金である児童手当及び雨水排水施設の用地購入の費用として、前年度比２８４万８，０００円増の３７４万８，０００円を計上しています。

２目受益者負担金及び分担金は、前年同額の３５０万円を見込み計上しております。

４項１目他会計出資金は、基準内繰入となる企業債償還元金９，２５３万８，０００円と、基準外繰入となる企業債償還元金の不足分３，９８６万５，０００円及び建設改良費の委託料、工事請負費などの建設的経費に対する不足額４，１０２万３，０００円を見込み、前年比９９７万８，０００円増の１億７，３４２万６，０００円を計上しております。

右ページの資本的支出についてご説明いたします。

１款資本的支出は、前年度比２，０７０万円減の４億３１９万６，０００円となっています。

１項１目下水道建設改良費は、施設等の建設改良に係る経常的な費用及び設計業務等の委託料、排水管路や管渠整備のための工事費などとなっています。主なものは、職員３名分の人件費、事業の一部を令和２年度補正予算に計上させていただいた下組雨水配水区浸水シミュレーション業務、汚水管路ストックマネジメント委託業務などの委託料及び排水管路の整備、川棚浄化センターの機械類の更新に係る工事請負費などを見込み計上しております。その他の経費を含め、前年度比２，８５８万５，０００円減の１億１，２４８万３，０００円としております。

２目固定資産購入費は、前年度の予算計上はありませんでしたが、下組都市下水路において施設の一部の土地が民有地のままになっていたということが確認されたため、その用地の買入れを予定しているものです。２７８万８，０００円を増額計上しております。

２項１目企業債償還金は、７４件の企業債の償還元金を計上しております。前年度比で５０９万７，０００円増の２億８，６９２万５，０００円となっております。

３項１目予備費には、前年同額の１００万円を名目計上しているものです。以上が、収益的収支及び資本的収支に係る予算の概要でございます。

次に令和３年度予算における予定損益計算書についてご説明いたします。予算書の１６、１７ページをお開きください。

１営業収益から２営業費用を差し引いた営業利益については、マイナス２億４，７２０万７，０００円となっており、営業損失が発生する見込みとなっております。３営業外収益、４営業外費用の差し引き２億４，１６９万１，０００円を加算をしました経常利益においても、５５１万６，０００円の経常損失が発生する見込みとなっております。名目計上しております特別損失の１，０００円を加えた当年度の純損失としましては、５５１万７，０００円となります。

なお、令和２年度補正予算ベースで、前年度繰越欠損金が４，５１７万７，０１７円発生する見込みとなっておりますので、当年度末の未処理欠損金は５，０６９万４，０１７円となる見込みとなっております。一般会計から多額の繰入金等を手当てしていただいているにも関わらず、予算ベースではありますが累積の赤字が増加することとなっており、非常に厳しい事業運営となっています。今後は、整備区域の拡大を継続をしていく中で、初期に整備した施設等の更新需要等も高まっており、今後更に施設管理面での費用の増加も見込まれるため、下水道事業の経営、非常に厳しいものとなると思われます。未接続の家屋等に対する接続のお願いなどを重ねて、下水道水洗化率の向上と使用料の増収、徴収率の向上など、営業力の向上に努めるとともに、より一層の事務事業の効率化、費用の縮減に努めて、これまで以上の経営努力によって安定した事業運営ができるように職員一同一丸となって頑張ってまいりたいと思っております。

４ページ、５ページには当年度の予算額を目で集計をしております実施計画書、１２ページ、１３ページには予定キャッシュフロー計算書、１４ページ、１５ページには給与費明細書、１８ページ、１９ページには予定貸借対照表、それから、２０ページから２３ページにかけては前年度決算見込みの予定損益計算書と予定貸借対照表、２４ページには下水道事業会計予算に関する注記を記載しておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

以上が令和３年度下水道事業会計予算の説明でございます。ご審議のう

え、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

（１３：３４）

議　　長　次に、水道事業会計についての追加説明を求めます。はい、水道課長補佐。

水道課長補佐　はい。それでは、議案第２１号「令和３年度川棚町水道事業会計予算」についてご説明いたします。

予算書につきましては、水色の表紙を付した冊子となっております。１ページ目をお開きください。

第１条において、水道事業会計の予算は次に定めるところによると規定し、具体的な予算の内容については第２条以降に規定しております。

第２条においては、業務の予定量を規定しており、給水戸数、年間総給水量、一日平均給水量、主な建設改良事業について定めております。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を３億５，１９９万８，０００円、支出総額を３億６，４４７万円と定めております。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を３６４万１，０００円、支出総額を１億２，２５０万４，０００円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億１，８８６万３，０００円については、過年度分損益勘定留保資金４，９８２万２，０００円、当年度分消費税資本的収支調整額４５６万６，０００円、当年度分損益勘定留保資金６，４４７万５，０００円で補填することとしております。次の２ページ目をお開きください。

第５条においては、債務負担行為に関する事項について定めております。事項の欄に記載している山道浄水場運転・維持管理業務につきましては、本年度、令和２年度に公募型プロポーザル方式により令和３年度から令和７年度までの５年間の受託事業者を決定しており、令和３年度予算に計上した委託費を除く令和４年度から令和７年度までの委託費１億４，１６８万円を限度額として定めております。

第６条は、一時借入金に関する規定であり、借入限度額を３，０００万円と定めております。

第７条には、予算の流用に係る議会の議決事項に関する規定です。職員給

与費として、給料、手当等、賞与引当金繰入額、報酬及び法定福利費の総額４，７１１万７，０００円、交際費として５万円を定めております。

第８条は、たな卸資産の購入限度額に関する規定であり、購入限度額を５００万円と定めております。

予算の詳細につきましては、実施計画明細書にてご説明いたしますので、予算書６ページ目をお開きください。ここからは着席して説明させていただきます。

収益的収入及び支出についてでございますが、まずは収益的収入の方からご説明いたします。

１款水道事業収益は、３億５，１９９万８，０００円で、前年度比１，４２８万３，０００円の増となっております。

１項営業収益についてご説明いたします。１目給水収益については、令和２年度の決算見込みにおいて若干の増加が見込めることとなっており、令和３年度の水道料金収入を、１，３９０万円増の３億１，６６０万円と見込み計上しております。新型コロナウイルス対策という社会情勢の大きな変化の中で、飲食店における営業時間の短縮や、在宅勤務の増加など、水需要を取り巻く環境も大きく変化しているわけですが、ご家庭で過ごす時間が増えた、いわゆるおうち時間の増加や、学校、幼稚園、保育園などで手洗いの慣行などの要因等によって、若干の増加傾向に転じたものとみております。

２目受託工事収益及び３目加入金については、前年度の実績により見込み額を計上しております。受託工事収益は３万円減の５７万円、加入金は前年同額の１００万円を計上しております。

４目その他の営業収益については、給水装置工事事業者の指定の更新制が導入され、更新の対象となる事業者が前年よりも若干増加すること及び道路改良工事等に伴う水道管移設工事負担金の増加などを見込み、前年度より３７万９，０００円増の６３７万９，０００円を計上しております。

次に、２項の営業外収益についてご説明いたします。１目受取利息は、前年同額の１３万円を計上いたしております。

２目雑収益は、前年度の実績により、１，６８２万３，０００円を計上しております。前年度よりも２３万１，０００円の増となっております。

３目他会計負担金は、職員の児童手当に係る一般会計からの繰入金を計上

しております。前年度より１万２，０００円減の６３万６，０００円となっております。

４目消費税及び地方消費税還付金は、令和３年度予算に計上した予算額を予定どおり全額執行した場合には、仮受消費税の額が仮払消費税の額より多くなり、消費税等の納付義務が生じ、消費税等の還付金は発生しない見込みとなっておりますので、予算額は計上しておりません。

５目長期前受金戻入は、平成２６年度から適用されることとなった会計基準の見直しにより創設された制度です。自己財源以外の補助金等の財源によって取得した資産の減価償却費相当額を順次収益化していくこととなっていますので、財源別の減価償却費見込額と同額を計上しております。前年度比で１８万５，０００円減の９８６万円となっております。

次の７ページから１０ページまでにかけて、収益的支出について記載しております。７ページから順にご説明いたします。

１款水道事業費用は３億６，４４７万円となっており、前年度に比べて２９３万２，０００円の減となっております。

１項営業費用についてご説明します。１目原水費は、原水の取水に係る費用を計上しています。主なものは、取水ポンプ等の修繕費、取水施設改修工事などの経費となっており、前年度比４万円減の１６２万円を計上しております。

２目浄水費は、原水を浄水処理するために必要な費用でございます。主なものは、浄水場の運転管理業務や電気計装、機械設備点検業務などの委託料、機械設備などの修繕費、緩速ろ過池の補砂工事に係る材料費及び工事請負費、水質検査などの手数料、滅菌剤や凝集剤などの薬品費などの費用を計上しています。緩速ろ過池補砂工事など前年度の予算には計上されていなかった業務があるため、前年度比で１，２４０万円増の７，５４５万円を計上しております。次のページをお開きください。

３目配水及び給水費では、７，８６９万円を見込み計上しております。前年度に比べて７７１万円の増となっています。主な内容としましては、動力電気料などの動力費、ポンプなどの修繕費、量水器取替業務や配水池等の除草作業などの委託費、テレメータや光回線通信などの通信運搬費となっており、工事請負費では、町道塩床線他配水枝管布設替工事、中学校裏配水枝管

布設替工事、宿２号線改良工事に伴う配水枝管移設工事などを予定しております。

次に４目受託工事費です。前年度比３万５，０００円減の９８万円を計上しております。水道使用者からの依頼により直営で行う修繕工事などに係る必要な材料費等の費用となっております。

次の５目総係費は、１０ページから次の１１ページにかけて記載しております。水道事業の運営に係る経常経費などの費用を計上しております。主なものは、職員６名分と会計年度任用職員１名分の人件費、事務所や会計システム、管路台帳システム等の賃借料、それらの事務システムの保守料や口座振替などの収納業務に係る手数料、検針業務の委託料などとなっております。前年度、令和２年度においては、水道事業総合計画策定業務委託など、通常の年度にはない業務に係る費用についても予算計上しておりましたので、前年度比で２，１３８万１，０００円減の６，９２３万８，０００円を計上しております。

１０ページ、６目減価償却費には、建物、管路、機械設備などの有形固定資産の減価償却費を計上しております。前年度比で２００万３，０００円減の１億１，０００万と９，０００円となっております。

７目資産減耗費は、管路の布設替等による資産の除却費及びたな卸資産の減耗費を計上しております。前年同額の１０５万円を計上しております。

次に２項営業外費用についてご説明いたします。１目支払利息及び企業債取扱諸費には、１４件の企業債に係る利息を計上しております。前年度比で７４万３，０００円減の１，４５３万３，０００円となっております。

２目消費税には、消費税及び地方消費税の納付額を見込み計上しております。本予算に計上した課税対象収益に係る仮受消費税、それと課税対象費用に係る仮払消費税の関係から、１，２４０万円の納付見込みとなっており、前年度比で１１６万円の増でございます。

３目雑支出には、会計処理上費用を課すべき処理に備えて、前年同額５０万円を計上しております。

続けて、１１ページに記載している資本的収入及び支出についてご説明します。

１款資本的収入は、前年度比で１６４万１，０００円増の３６４万１，０

００円を計上しております。

１項１目の建設改良企業債ですが、今年の企業債借入は予定しておりませんので予算の計上はございません。

次に２項１目の工事負担金は、道路改良工事等に伴う水道管移設工事の負担金として３６０万円を計上しております。

３項１目固定資産売却代金は、業務に使用しております軽トラックの買換えを予定しておりまして、その際の下取り額として今の車の帳簿価格相当額４万１，０００円を計上しております。

次に資本的支出です。

１款資本的支出は、４，４０１万３，０００円増の１億２，２５０万４，０００円となっております。

１項建設改良費についてご説明します。１目固定資産購入費には、先ほど申し上げた軽トラックの買い替えに係る費用及び新設の量水器の購入費用を計上しており、前年度比で１５８万円減の１７０万円となっております。

２目施設改良費は、上組系配水管布設替工事のほか道路改良工事等に伴う水道管移設工事などの費用及び工事に付帯する経費等を計上しておりまして、前年度比８００万円増の４，８７２万円を計上しております。

２項１目企業債償還金は、１４件の企業債の元金償還額を計上しております。今年度から、第７次山道浄水場拡張事業の際に借り入れた企業債の元金償還が開始されることから、前年度より３，７５９万３，０００円増の７，２０８万４，０００円となっております。

次に、今年度の予定損益計算書についてご説明をいたします。予算書の２０ページ、２１ページをお開きください。

１の営業収益から２の営業費用を差し引いた営業利益については、マイナスの２，５９４万３，０００円となっており、営業損失が発生する見込みとなっています。３の営業外収益、４の営業外費用の差し引き分を加算した経常利益においても、１，５０１万２，０００円のマイナスとなり、経常損失が発生する見込みとなっております。５特別利益、６特別損失は生じない見込みでございますので、先ほどの経常損失がそのまま当年度の純損失となり、１，５０１万２，０００円の純損失が発生する見込みとなります。

なお、令和２年度補正予算ベースでの前年度繰越利益剰余金、その詳細に

ついては別のページに掲載して、２４、２５ページに記載しておりますが、前年度補正予算ベースでの前年度繰越利益剰余金の１，７２８万８，０２７円を加えた当年度の未処分利益剰余金は２２７万６，０２７円となる見込みです。単年度の収支においては損失が発生し、いわゆる赤字ということになる見込みになっていますが、累積では剰余金を確保できるという見込みになっております。

その他の資料につきましては、４ページと５ページには当年度の予算額を目で集計した実施計画書、１２ページ、１３ページには予定キャッシュフロー計算書、１４ページから１９ページにかけて給与費明細書、２２、２３ページには当年度の予定貸借対照表、２４ページから２７ページにかけては前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、２８ページには水道事業会計予算に関する注記を記載しておりますが、ここでの説明は省略をさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、令和２年度から制度化された会計年度任用職員の制度に加えまして、他会計にはない賞与引当金が企業会計では制度化されていることにより、給与費の内訳が大変わかりづらくなっておりました。そこで今年度予算において給与費明細書の表の記載の整理を行い、引当金の見える化を図っております。従前のものよりも確認しやすくなったのではないかと思っております。

以上が令和３年度の水道事業会計予算の説明でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

（１３：５８）

議　　長　以上の説明をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。どうも、お疲れ様でした。

（１３：５８）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、署名する。

川棚町議会議長　　村　井　達　己

会議録署名議員　　炭　谷　　猛

会議録署名議員　　水　谷　末　義